

令和4年度機動調査結果（筑波大学）

令和5年3月9日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象]

○ 筑波大学

○ 同大学においては、不正事案の調査後、公表までに時間を要したことに加え、内部監査において、3年連続で、規程と運用実態がかけ離れているものが見受けられると指摘され、2年連続で不正防止計画の各事項に対し、対応の徹底を図る必要があると指摘される状態が継続しており、内部監査結果が活かされていないなど、機関の管理体制の運用に不備があったとされていたため、その重大性に鑑み、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、改めて同大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用状況について把握するため、機動調査を実施した。

[調査内容]

○ 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。

[調査の観点]

○ 筑波大学における不正事案に係る再発防止策の実施状況、改正ガイドラインを踏まえた体制整備の取組状況、内部監査での指摘事項が繰り返される要因、指摘事項の改善状況、規程違反が継続している背景及び事務処理の流れなど。

[調査体制・方法]

○ 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。

○ 機関が提出した最終報告書、令和4年度履行状況調査結果、過去3年間の内部監査結果及び機動調査事前質問事項の回答に基づき、「書面調査」及び「現地調査」の方法（デジタル技術の活用を含む）により実施した。

3. 調査経過

令和4年11月24日 有識者会議
機動調査の実施方針の審議・決定

	11月30日	～	書面調査
令和5年	2月3日		現地調査
	3月9日		有識者会議
			機動調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 筑波大学については、令和4年度履行状況調査により、既にガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備がなされていることを確認しており、本機動調査においても、責任体系の規定、不正防止計画の策定、ハンドブック等の作成など、所要の体制は整備されていることを確認した。
- 令和3年5月に筑波大学から提出された最終報告書に係る不正事案は、研究室の学生に対し、勤務実態がないにも関わらず、資料整理等の業務を実施したように装って大学に給与を支給させ、学生から還流させたこと、学生を帯同する出張において、実際は自家用車を使用したにも関わらず公共交通機関を使用したとする虚偽の申請・報告を行って過大に旅費を受領したこと、また、帯同した学生に支払われた旅費を還流させたこと、購入した物品（掃除機）について、研究や大学の業務に供することなく、自宅において恒常的に保管していたことであり、還流行為で得た現金については用途を裏付ける証拠が提示されず、現金の所在についても明確な証言は無く、私的流用していたものであり、不正行為者の公的研究費の使用に対する規範意識の欠如が原因であった。また、機関の管理体制の運用においても、非常勤職員（短期雇用）の雇用管理について、学生に対し事務担当者が直接、労働条件等の説明を行うルールが形骸化し、教員任せとなっていたなど、第三者からの実効性のあるチェックが働くシステムが適切に運用されていない部分があった。
- 本事案に係る再発防止策については、上記の運用を改善することを含めて、「「非常勤職員（短期雇用）の手続き取扱マニュアル」を新たに整備」、「事務担当者が労働条件を説明するとともに、当該通知書に被雇用者及び説明者が署名して責任を明確化」、「任用手続き前に、コンプライアンス教育の受講を必須」など順次実施しており、その取り組みは評価できるが、対応開始後、日数が経過していないことから、引き続き動向を注視していく必要がある。
- また、内部監査における指摘事項は、不正防止計画に基づき再発防止にかかる措置等の検討を行うとともに、複数年度にわたり同様の指摘等が繰り返されていることについて、改善に向け継続的に注視するなど、不正防止計画の実施状況及び内部監査の実施状況に関して、監査室と監事間で情報共有し、対応していることを確認した。今後とも機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。
- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであり、事案発生時における機関の管理体制の運用に不備ならびに不十分な点が認められることから、履行期限を令和6年3月19日とす

る管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。

- 今回の不正事案（給与の架空請求及び還流行為、交通費の虚偽請求及び還流行為、物品の私物化）に対する再発防止策を確実に実施することも含め、「研究費不正のリスク分析」、「監査・モニタリングの充実に係る取組」、「監事との連携強化」など、公的研究費の管理・監査体制及び機関のガバナンス体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

5. 機関に付与する管理条件

- 令和3年5月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。
 - ・ 筑波大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
 - ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
 - ・ 好事例を含む内部監査報告書の学内共有やコンプライアンス教育、啓発活動等の実施に当たっては、構成員の職種等に応じて内容の理解度を的確に把握した上で取り組むこと。
 - ・ 再発防止策には、具体的な数値指標を設け取り組むこと。

6. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について四半期ごとに進捗状況の報告を求めて把握する。
- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。